

契約保証予約特約事項

1. 当社は、契約保証予約の申込受付に際して、契約保証予約申込書及び入札公告等（写）の入札内容を確認できる書類のほか、審査上必要な書類の提出を求める場合があります。
2. お客様は、契約保証予約証書（以下「予約証書」といいます。）を受領したときは、その記載内容を確認するものとします。また、予約証書に申込内容と異なる記載を発見したときは、遅滞なくその事実を当社に通知するものとします。
3. お客様は、契約保証予約を締結した公共工事（以下「予約工事」といいます。）について、契約保証予約の効力に影響を及ぼすべき事実のほか、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。
 - ① 予約工事について、予約証書記載の開札予定日から落札の決定又は契約保証の申込みまでの期間が1か月を超えると見込まれるとき
 - ② 予約工事を落札したにもかかわらず請負契約を締結しないとき
4. 当社は、契約保証予約を締結した後、お客様に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めたときは、与信枠の縮小、予約工事の契約保証及び前払金保証にかかる保証条件の指定、次回以降の保証取引の停止その他必要な措置をとる場合があります。この場合、当社はお客様に対して一切の損害賠償責任を負いません。
 - ① 正当な理由なく前項に規定する通知を怠ったとき
 - ② 予約工事について、低入札価格調査を経て落札したとき又は予定価格より著しく低い価格で落札したとき
 - ③ 予約工事を落札したにもかかわらず請負契約を締結しなかったとき
 - ④ 予約証書記載の契約希望金額を超える金額で予約工事を落札したとき
 - ⑤ 著しく経営状態が悪化したとき
 - ⑥ 当社に対する不誠実な行為があったとき
5. 当社は、契約保証予約を締結した後、当社の責めによらない事由による解約等の手続きが発生しても、予約手数料はお返しいたしません。